

1. 協議の場を設けた区域の範囲

高熊地区（高熊集落、中村4集落、中村3集落（一部）、稲光集落（一部））

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年3月19日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

法人	1経営体
個人	1経営体

(2) 農地の集積面積

35.8ha

4. 地域内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

高熊地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者の農事組合法人フェルメ高熊と水稻主体の1経営体が担っていく。

5. 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針

(1) 農地の貸付け等の意向

- ・貸付け等の意向が確認された農地は、12筆、19,473㎡となっている。

(2) 農地中間管理事業の活用方針

- ・中心経営体に貸し付ける場合には、農地を機構に貸し付けていく。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として機構に貸し付ける。

(3) 基盤整備への取組方針

- ・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

(4) 鳥獣被害防止対策の取組方針

- ・侵入防止柵やネット等の設置や捕獲檻の設置により鳥獣害防止対策を行う。